○匝瑳市墓地の経営許可等に関する事前協議要綱

平成 18 年 1 月 23 日 告示第 41 号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、宗教法人等(匝瑳市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 18 年匝瑳市条例第 101 号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号に規定する宗教法人等をいう。以下同じ。)が行う墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第1項又は第2項の規定による墓地の経営許可申請又は変更許可申請(区域を拡張する場合に限る。)にあたって、申請予定者と市長が協議することに関し必要な事項を定めるものとする。(事前協議等)
- 第2条 法第10条第1項又は第2項の規定による墓地の経営許可申請又は変更許可申請(区域を拡張する場合に限る。)を行おうとする宗教法人等(以下「経営予定者」という。)は、墓地の工事着工前に市長と墓地の計画について協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたものはこの限りでない。

(近隣居住者等の承諾)

- 第3条 経営予定者は、自らの責任において次に掲げる者に、墓地の経営の計画 を説明し、墓地を設置し経営することの承諾を得なければならない。ただし、 市長が必要ないと認めるときはこの限りでない。
 - (1) 墓地の予定地の境界から 50 メートル以内の居住者(以下「近隣居住者」 という。)
 - (2) 墓地の予定地の境界から 10 メートル以内の土地の所有者(以下「近隣土 地所有者」という。)
- 2 経営予定者は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾をした者から承諾した旨を 証する書類の提出を求めなければならない。

(事前協議申請)

第4条 経営予定者は、墓地経営(変更)許可事前協議申請書(第1号様式)に次に

掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地の周囲 200 メートル以内の河川、海又は湖沼及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地の位置を示す図面
- (3) 造成計画及びその施設の配置図
- (4) 土地登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 管理運営計画書等墓地の経営に必要な事項を記載した書類
- (6) 資金計画書及び墓地の設置に要する費用の内訳明細書
- (7) 宗教法人規則、寄附行為又は定款の写し、法人登記事項証明書及び墓地 経営に関する意思決定をした旨を証する書類
- (8) 近隣居住者及び近隣土地所有者の承諾書又はそれに代わる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(事前協議済書等の交付)

- 第5条 市長は、事前協議申請があった場合には、必要に応じて次条の規定により指導を行った上、この告示の目的に照らして支障がないと認めるときは、事前協議済書を交付するものとする。
- 2 前項に規定する指導を行った後、なお、この告示の目的に照らして支障がある と認めるときは、事前協議事項不適合通知書を交付するものとする。 (指導の基準)
- 第6条 市長は、事前協議申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、 必要な指導を行うものとする。次条に定める事前協議済後の変更についても同 様とする。
 - (1) 申請者が当該墓地の経営予定者と認められないとき。
 - (2) 既に経営予定者が経営をしている墓地に条例に規定する施設基準の違反があるとき。
 - (3) 市の墓地の経営計画と競合するとき、又は土地利用計画等に支障を生じるとき。
 - (4) 近隣居住者及び近隣土地所有者に当該申請に係る計画を説明した結果、 次に掲げる事項があるとき。
 - ア 公衆衛生上その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見があるとき。

- イ 近隣居住者の承諾書が3分の2以上ないとき。
- ウ 近隣土地所有者の承諾書がないとき。
- (5) 条例の基準に適合しないとき。
- 2 墓地を計画し経営をしようとする者は、前項の指導があった場合は誠実に対処しなければならない。

(事前協議済後の変更)

- 第7条 事前協議済書交付後に計画を変更する場合は、変更する事項を記載した 墓地経営(変更)許可事前協議事項変更届出書(第2号様式)を市長に提出しなけ ればならない。
- 2 変更する内容が、次に掲げる事項に該当するときは、事前協議済書の効力は失われるものとする。
 - (1) 経営予定者を変更するとき。
 - (2) 墓地の用地を変更するとき。
 - (3) 計画墳墓区画数の2分の1を超えて区画数を変更するとき。
 - (4) 計画墓地面積の2分の1を超えて土地利用又は配置を変更するとき。
 - (5) 埋蔵墓地から埋葬墓地へ変更するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が事前協議済の内容と一体性を失うと認めるとき。

(墓地計画中止届)

第8条 事前協議終了後に墓地の計画を中止する場合は、墓地計画中止届出書(第3号様式)に事前協議済書を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(有効期限)

第9条 事前協議済書の有効期限は、交付の日から3年間とする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市墓地の経営許可等に関

する事前協議要綱(平成13年八日市場市告示第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則(平成22年6月21日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による 改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

墓地経営(変更)許可事前協議申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話

墓地の経営(変更)許可申請をしたので、匝瑳市墓地の経営許可等に関する事前 協議要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり事前協議を申請し ます。

記

- 1 申請の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地の名称
- 3 経営の計画 別紙のとおり
- 4 墓地の用地の所在、地番、地目及び面積
- 5 墓地の構造 別紙のとおり

第2号様式(第7条関係)

墓地経営(変更)許可事前協議事項変更届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話

墓地の経営(変更)計画を変更したので、匝瑳市墓地の経営許可等に関する事前 協議要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 申請の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地の名称
- 3 事前協議済の年月日 年 月 日
- 4 変更の内容

備考

変更の前後がわかるように記入すること。

第3号様式(第8条関係)

墓地計画中止届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号

墓地の経営(変更)計画をとりやめたので、匝瑳市墓地の経営許可等に関する事 前協議要綱第8条の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 申請の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地の名称
- 3 事前協議済の年月日 年 月 日

添付書類

事前協議済書